

高齢者安全運転診断サービス申込書 【藤沢市版】

お申込者様情報

申 込 日	西 暦 年 月 日
フリガナ	
氏 名	
連 絡 先	住 所 〒
	電 話 番 号

ご利用者様情報（診断を受ける方）

お申込者様とご利用者様同じ場合には、下記の「氏名」と「連絡先」のご記入は不要です。

※氏名と住所の確認のため、運転免許証等、住所の記載のある本人確認書類をお持ちください。（氏名と住所が確認できない場合、受け付けできません。）。

フリガナ	
氏 名	
連 絡 先	住 所 〒
	電 話 番 号
生 年 月 日	西暦 年 月 日 (歳)
使 用 車 両	車 種
運 転 頻 度	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 週に()回 <input type="checkbox"/> 月に()回
運 転 目 的	<input type="checkbox"/> 買物 <input type="checkbox"/> 仕事 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他()
送 付 先	<input type="checkbox"/> 「お申込者様」に診断書を送付する。 ※ご利用者様でなく、お申込者様に送付する場合は、チェックを入れてください。

記入していただいた情報は、高齢者交通安全運転診断業務においてのみ使用いたします。

チェック欄

別紙の「高齢者安全運転診断サービス利用規約」及び以下の内容に同意して申し込みます

- ・申し込み後にキャンセルする場合の費用 27,500 円は申込者の負担となります。藤沢市は、その費用や損害は負いません。
- ・故意又は過失により貸出しを受けたドライブレコーダーを紛失・破損させた場合、申込者に対し、一般社団法人高齢者安全運転診断センターが損害として一律 30,000 円（機械代）の金額を請求します。
- ・事業終了後、本事業に関する藤沢市のアンケートに協力します。

一般社団法人高齢者安全運転診断センター（略称：高安診）

『高齢者安全運転診断サービス』利用規約

一般社団法人高齢者安全運転診断センター（以下「当法人」という）は、本利用規約を定め、これにより、申込者及び利用者に対し、高齢者安全運転診断サービス（以下「本サービス」という）を提供します。申込者及び利用者は、本契約の申込をした時点から以下記載事項を承諾したとみなします。

第1条（用語の定義）

本利用規約において使用する用語の定義又は意味は、各々以下に記載する通りとします。

- 「申込者」とは、本規約に同意し、当法人より本サービスの提供を受ける者、又は利用者（本条2項に記載）を指定できる者をいいます。又、申込者は本サービスに関する全ての決済責任の義務を負います。
- 「利用者」とは、本規約に同意し、当法人より本サービスの提供を受ける、申込者が指定した者をいいます。

第2条（サービス概要）

本サービスの概要は、以下、各項に定める通りです。

- 本サービスは、申込者又は利用者の所有及び使用する車（以下、当該車両という）に、当法人の指定するドライブレコーダーを取付けることで行われます。
- 当該車両には、計測器としてドライブレコーダーを設置いたします。
- 申込者又は利用者は、ドライブレコーダー取付け日を含めた最長14日間、任意の道路を走行いただき、音声データを含む記録された動画（以下、動画という）を基に、当法人が診断・分析致します。尚、動画はドライブレコーダー内の記録媒体の容量内の動画が診断・分析対象となります。
- 診断結果である「安全運転診断書」（以下、診断書）は、当法人にデータが到着後、2週間以内に発送（繁忙期は多少延長の可能性あります）。

第3条（サービス利用規約の変更）

当法人は、本利用規約を任意に変更することがあります。変更後の本利用規約の効力は、当法人が運営するウェブサイト上に表示した時点より生じます。

第4条（本サービスの申込と事実表明）

- 本サービスの利用を希望する申込者は、当法人指定の申込書に必要事項を記入し、本サービスの利用申込を行うものとします。
- 申込者は、本サービス利用申込にあたり、当法人が必要とする情報（以下「登録情報」という）を、当法人に提供し、当法人に対して次の事項を表明し、これを保証します。
 - 本サービス申込において、申込者が述べた事実（登録情報を含む）は、完全かつ正確である。
 - 本サービスの利用にあたり、不法又は不正な目的又は意図を持っていない。
 - 本サービスの利用にあたり、類似サービスの開発及びリサーチの意図を持っていない。
 - 本サービスの利用にあたり、本利用規約等に違反する目的又は意図を持っていない。
 - 利用者は、本サービスの利用にあたり、同意する判断能力を有しており、かつ、真に同意している。

第5条（契約の成立と利用開始日について）

- 本契約は、申込者が申込書を当法人に郵送等で提出するか、またはホームページからお申込みいただいた後、当法人指定の支払い方法により、料金を前払いした時点で成立とします。
- 本サービスは、当該車両にドライブレコーダーを取付けた日を以て、サービス開始（以下、利用開始日）とします。

第6条（本サービス料金）

- 本サービスの基本料金は、料金表の通りです。申込者は、基本料金を、申込書記載の支払方法に従い支払うものとします。尚、振込手数料、並びに消費税は申込者が負担するものとします。
- 本利用規約に別段の定めがある場合を除き、本契約が解除その他如何なる理由で終了した場合でも、当法人は受領済である本サービスの料金を返還する義務を負いません。

第7条（免責事項等）

- 申込者又は利用者が本サービス利用中に起こした事故に関して、当法人は一切の責任を負わないものとします。
- 申込者又は利用者が、故意又は過失により当該車両に取付けたドライブレコーダーを紛失・破損させた場合、当法人は一切の責任を負わず、申込者に対し、損害として一律30,000円の金額を請求致します。
- 当法人は、申込者又は利用者が本サービス利用の結果、申込者又は利用者の運転技術・技量の向上等を保証するものではありません。
- その他、診断時の申込者又は利用者の運転状況により、診断内容が限定的になる場合がございます。

第8条（本サービスの解除等）

当法人は、申込者又は利用者について、次に掲げるいずれかの事由に該当すると判断する場合、何らの催告、通知をせずにお客様に対する本サービスの提供を中止若しくは停止し、又は本契約を解除することがあります。この場合、本サービスの中止若しくは停止又は本契約の解除によ

り申込者又は利用者に損害又は不利益等が生じたとしても当法人は一切の責任を負わないものとします。

- 本利用規約等を含め、本契約に違反した場合。
- 申込に関する書類、フォーム等に虚偽の記載があった場合、又は申込時の事実表明に虚偽があった場合。
- 本サービス申込において著しい誤解を招く情報、著しく誤った情報を提供した場合、又は重要な情報を隠した場合。
- 本サービス申込又は利用により、日本国の法令に違反した場合。
- 本サービスの評価又は信用を意図的に毀損した場合。
- 本サービスの類似サービスの開発及びリサーチの意図を持っていた場合。
- その他、上記各号に相当する事由が生じた場合。

第9条（本サービスの停止等）

当法人は、次のいずれかに該当する場合、催告、通知を行った上で本サービスの提供を中止又は必要な期間停止することができます。但し、緊急性を伴う場合もしくは不可抗力による場合は事前の催告、通知を行いません。この場合、本サービスの中止又は停止により申込者に損害、又は不利益等が生じたとしても当法人は本利用規約等に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

- 火災、停電、天災地変、疫病の蔓延など不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合。
- その他、当法人が中止又は停止を必要と判断した場合。

第10条（変更届出）

- 申込者は、申込者又は利用者等の氏名・住所・電話番号等、その他申込に際して当法人に提供した事項に変更があったときには、その情報を当法人に遅滞なく届け出るものとします。尚、原則、登録情報等の変更は、申込者が行うものとします。
- 当法人は、前項の届出があった時は、その届出のあった事実を証明する書類を提示させることができます。
- 第1項の届出のない場合、当法人は申込者が提供した申込者又は利用者の住所・電話番号等の連絡先に対し通知すれば足りるものとし、当該通知が申込者又は利用者へ到達しなかったとしても、当該通知を発送したときに申込者又は利用者へ到達したとみなします。

第11条（譲渡の禁止）

申込者は、当法人が事前に承諾した場合を除き、本契約上の地位並びに本サービスに対する如何なる権利又は義務についても第三者に譲渡、承継等の処分をすることはできないものとします。

第12条（共同研究と事例の公開）

当法人は、申込者又は利用者からの特段の申し入れがない限り、申込者又は利用者の動画、診断結果及び分析データを、国立大学法人東京大学との共同研究として利用することができるものとします。

第13条（機密保持）

当法人は、動画、診断結果及び分析データ等の申込者又は利用者より提供を受けた情報を機密情報とし、これを厳重に取り扱うものとします。

第14条（委託及び再委託）

当法人は、本サービスの構築・保守等の業務につき一部又は全部の作業を、当法人の責任において第三者に委託及び再委託できるものとします。この場合は、当法人は委託先及び再委託先に対して、本契約と同様の義務を負わせ、一切の責任は当法人に帰属します。

第15条（損害賠償）

当法人は、本サービスの提供にあたり、自らの故意又は重過失により申込者又は利用者に損害を与えたとき、その損害を賠償するものとします。当法人が責任を負う賠償額は、お支払料金の総額を上限とします。但し、不法行為、債務不履行、その他請求原因の如何を問わず、当法人は、あらゆる間接損害、及び、予見の有無にかかわらず特別な事情から生じた損害については、賠償の責任を免れるものとします。

第16条（準拠法）

本契約の効力、履行、解釈に関する準拠法は日本法とします。

第17条（専属的裁判管轄）

当法人と申込者又は利用者との間の訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（存続規定）

第12条、第13条、第15条、第16条、第17条については、本契約終了の理由を問わず、本契約終了後も有効に存続します。

一般社団法人高齢者安全運転診断センター 【2020年04月改定】

ただし、【藤沢市版】に関しては第1条1項、第5条1項は該当しません。